

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	都市下水路管理者以外の工事・維持の承認	
根拠法令・条項	下水道法第31条	
所 管 課	下水道管路部 下水道事業調整課	
審 査 基 準	<p>1. 審査基準</p> <p>(1) 申請に係る都市下水路施設の工事または維持（以下「工事等」という。）の計画が公共下水道の整備上必要やむを得ないものであるか否か。</p> <p>(2) 工事等の計画が公共下水道の整備基準並びに設計標準図等に適合するか否か。</p> <p>(3) 工事等の計画が既存都市下水路施設の機能や構造に支障を及ぼすことのない工作物または方法等であるか否か。</p> <p>(4) 工事等に起因して必要な関係官庁等の許可が得られるか否か。</p> <p>2. 許可条件</p> <p>◎工事等着手・施工については担当部局の指示に従うこと。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	<p>※庁内で処理できる場合は40日</p> <p>※他の行政機関と協議を要する場合は、その期間が上乗せとなる。</p>
	標準処理期間を設定できない理由	